用途地域の変更(新旧対照図)

○木花地域の中でも、特に<u>地域の拠点を担う木花地域センター周辺</u>においては、<u>社会環境が大きく変化</u>してきている。 ○<u>市街化区域</u>では、都市における居住や商業、工業などの都市機能の適正な配置を行い、<u>良好な市街地環境が形成</u>される

よう、<u>用途地域を設定</u>している。

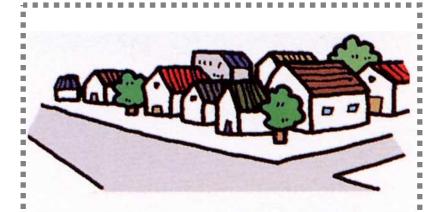




用途地域の変更(主な変更点)

	=	
ルル	8	PII
又	<u> </u>	刖

用途地域	第一種低層住居専用地域
容積率	100%
建蔽率	60%



■低層住宅のための地域です。小規模なお店や事務所をかね

■た住宅や、小中学校などが建てられます。

変 更 後

用途地域	第一種住居地域
容積率	200%
建蔽率	60%



¦住居の環境を守るための地域です。3,000㎡までの店舗、 ■事務所、ホテルなどは建てられます。

建築制限の緩和に伴い、 自由度の高い土地利用 が可能となる

- ○用途地域に係る建築物の高さ制限(IOm)が無くなる
- ○北側斜線制限が無くなる
- ○容積率が | 00%から200%へ緩和される
- ○日影規制が緩和される
- ○3,000㎡以下の店舗・事務所が建築可能となる



[用途地域の変更]

変 更 前

用途地域第一種低層住居専用地域容積率I 0 0 %建蔽率6 0 %

出典: Google Earth

変 更 後

用途地域	第一種住居地域
容積率	200%
建蔽率	6 0 %

都市計画変更の手続きについて

